

令和6年3月27日
病院事業局

報道機関各位

職員の懲戒処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

職員の不祥事防止については、これまでも繰り返し注意喚起を行ってきた中で、このような事案が発生したことは誠に遺憾であります。改めて、職員の不祥事防止を徹底し、再発防止に努めてまいります。

記

1 セクシュアルハラスメント事案に係る処分

課長級職員（50歳代・男性） 減給 1/52 1月

【事案の概要】

令和5年3月、業務終了後、同じ病院に所属する女性職員と二人で食事に向かう際に、女性職員が拒否しているにも関わらず、手を握るというセクシュアルハラスメント行為を行った。

問合せ先
病院事業局県立病院課 副主幹 三瓶
電話：023-630-2328
報道監 病院事務局長 竹田